

平成 2 8 年 7 月 2 0 日

(一社) 長崎県建設業協会 会長 様
(一社) 長崎県工務店連合会 会長 様
(一社) 長崎県中小建設業協会 会長 様
長崎県電気工事業工業組合 理事長 様
長崎電気設備協同組合 理事長 様
長崎県管工事業協同組合連合会 理事長 様
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会 会長 様
(一社) 日本塗装工業会長崎県支部 支部長 様
長崎県ビルリフォーム協同組合 代表理事 様
長崎県防水工事業協同組合 理事長 様
(一社) 長崎県建造物解体工業会 会長理事 様
長崎県板金工業組合 理事長 様
長崎県畳工業組合 理事長 様
長崎県建具木工業組合連合会 会長 様
長崎県表具内装連合会 会長 様

長崎県土木部建築課長

営繕工事における一般競争入札総合評価方式（標準型）の入札時に
提出する工事費内訳書の取扱いについて

工事費内訳書取扱要領（以下「取扱要領」という。）では、建設工事の入札時に提出する工事費内訳書には、費目、各工種、種別、細別に相当する項目（営繕工事では、種目、科目、中科目、細目に相当する項目）を記載することを原則としています。

しかし、別添の平成 2 8 年 3 月 8 日付 2 7 建第 8 6 3 号により、営繕工事の入札時に提出する工事費内訳書については、中科目、細目に相当する項目の記載を省略することができるという記載事項の要件を緩和する運用を定め、現在実施しているところです。

ところで、取扱要領(平成28年6月17日改正)では、WTO対象の一般競争入札総合評価方式(標準型)の入札時に提出する工事費内訳書では、技術提案にかかる費用を細別(営繕工事では細目)に相当する項目にも計上するよう求めています。

このため、細目に相当する項目における技術提案にかかる費用の確認が行えるよう、WTO対象の営繕工事にかかる一般競争入札総合評価方式(標準型)の入札時に提出する工事費内訳書には、取扱要領の原則どおり、種目、科目、中科目、細目に相当する項目までを記載した工事費内訳書の提出が必要です。

なお、WTO対象の営繕工事にかかる一般競争入札総合評価方式(標準型)の入札時に提出する工事費内訳書の記載例を、近日中に長崎県HPに掲載する予定です。

(別添)

27建第863号
平成28年 3月 8日

(一社) 長崎県建設業協会 会長 様
(一社) 長崎県工務店連合会 会長 様
(一社) 長崎県中小建設業協会 会長 様
長崎県電気工事業工業組合 理事長 様
長崎電気設備協同組合 理事長 様
長崎県管工事業協同組合連合会 理事長 様
(一社) 長崎県空調衛生設備業協会 会長 様
(一社) 日本塗装工業会長崎県支部 支部長 様
長崎県ビルリフォーム協同組合 代表理事 様
長崎県防水工事業協同組合 理事長 様
(一社) 長崎県建造物解体工業会 会長理事 様
長崎県板金工業組合 理事長 様
長崎県畳工業組合 理事長 様
長崎県建具木工業組合連合会 会長 様
長崎県表具内装連合会 会長 様

長崎県土木部 建築課長 印

工事費内訳書取扱要領の運用について（営繕工事）

工事費内訳書取扱要領（最終改正平成28年3月8日27建企第602号）における営繕工事について、下記のとおり、平成28年4月1日から運用することとします。

記

工事費内訳書取扱要領第4において（営繕工事にかかる工事費内訳書の内容及び提出等）

- ① 営繕工事とは、建築物の新築、改築、増築、移転、修繕、模様替え及び建築物に関連する設備工事、並びに建築物の解体工事をいう。

（注：長崎県土木部住宅課が発注する県営住宅の工事を含む。）

- ② 営繕工事において、提出を求める工事費内訳書については、入札金額の積算にあたり作成する工事費内訳書の種目、科目、中科目、細目に相当する各項目のうち、その一部については、入札時に提出する工事費内訳書への添付を省略することができるものとする。

| | |
|-----------------------------|----------------------|
| 営繕工事の競争入札で提出する工事費内訳書に添付する範囲 | 科目に相当する項目の記載のあるものまで。 |
|-----------------------------|----------------------|

- ※ ここでいう、種目、科目、中科目、細目の名称は、国土交通省が制定した「公共建築工事内訳書標準書式」の例による。
- ※ 入札時に提出する工事費内訳書へ添付する範囲については、競争入札毎に参加者に通知する。
- ※ 既に提出されている科目に相当する項目を記載した工事費内訳書に加え、細目に相当する項目を記載した部分の提出を必要に応じて追加して求めることがある。

- ③ 入札結果等が、工事費内訳書取扱要領第5②に該当する場合などは、上記を踏まえ、工事費内訳書取扱要領に基づき、2次及び3次チェックの確認作業等をおこなうものとする。